

6 2024  
June

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
						1 仏滅
2 大安	3 赤口	4 先勝	5 友引	6 大安	7 赤口	8 先勝
9 友引	10 先負	11 仏滅	12 大安	13 赤口	14 先勝	15 友引
16 先負	17 仏滅	18 大安	19 赤口	20 先勝	21 友引	22 先負
23 仏滅	24 大安	25 赤口	26 先勝	27 友引	28 先負	29 仏滅
30 大安						

5月分の源泉所得税等の納付  
特別徴収住民税の納期の特例分  
の納付

雇用保険被保険者資格取得届の  
提出(5月雇入分)

2024 7	SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

## 総務・経理のお仕事カレンダー 6月の税務と労務

### 税務

- 5月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付  
→6月10日(月)まで
- 前年12月～当年5月分の特別徴収住民税の納期の特例分の納付 **Check!**  
★10人未満の事業所は届出により前6か月分を6月10日と12月10日までに納付することができます。  
→6月10日(月)まで
- 4月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)  
★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。  
→決算応当日(月末決算では7月1日(月))まで
- 10月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)  
→決算応当日(月末決算では7月1日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち7月・10月・1月決算法人の中間申告と納付  
→決算応当日(月末決算では7月1日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち3月・4月決算法人(申告期限延長の場合)は2月・3月・4月決算法人)を除く法人の中間申告と納付  
→決算応当日(月末決算では7月1日(月))まで

### 労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(5月雇入分)  
→6月10日(月)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の5月雇入・離職分)  
→7月1日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(5月分)  
→7月1日(月)まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

### 6月に影響する改正

6月に影響する改正項目として、税務上は定額減税(令和6年度税制改正)、労務上は在職老齢年金の支給停止調整額引上げがありますので、税務・労務上の注意点を記載します。

#### [税務上の注意点・定額減税]

令和6年度税制改正により定額減税(本人等1人につき所得税3万円・本人等1人につき個人住民税1万円)が導入されました。所得税は6月の給与等支払時から開始され、源泉徴収事務の方法が変わります。この源泉徴収事務は各従業員の状況に合わせて適切に対応する必要があり、正確な理解が求められます。国税庁ホームページ他で随時情報が更新されていますので、最新情報を入手する必要もあります。

#### [労務上の注意点・在職老齢年金の支給停止調整額引上げ]

老齢厚生年金月額と給与等月額の合計により年金の支給停止がはじまる在職老齢年金の支給停止調整額が、令和6年4月分(年金支給は令和6年6月)より48万円から50万円に引き上げられます。

老齢厚生年金受給権者が働く場合は、この50万円を意識する方も多いため、従業員他にアナウンスすることが望まれます。

ギモンを解決!



# 経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ

税理士 磯山 仁志

## 所得税・個人住民税の定額減税

**Q** 所得税・個人住民税の定額減税が実施されますが給与支払者は何をすべきでしょうか？

**A** 所得税については令和6年6月以後支給の給与・賞与計算の際に減税事務を行います。個人住民税については、「特別徴収税額の決定・変更通知書」に基づき特別徴収を行います。

### 減税額

所得税	本人30,000円 + 同一生計配偶者または扶養親族の人数 × 30,000円
個人住民税	本人10,000円 + 同一生計配偶者または扶養親族の人数 × 10,000円

なお、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える方は定額減税の対象外です。

### ■所得税の定額減税について

給与支払者は、令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含む）に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する月次減税事務を行います。

さらに、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う年調減税事務を行います。

具体的には次の手順によります。

#### ①控除対象者の確認

令和6年6月1日時点の従業員のうち、**源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者**（つまり扶養控除等申告書を提出している従業員）が対象です。

なお、月次減税事務では合計所得金額を勘案しませんので、合計所得金額が1,805万円を超えることが見込まれる人も対象となります。

#### ②月次減税額の計算

扶養控除等申告書等により同一生計配偶者<sup>※1</sup>及び扶養親族<sup>※2</sup>の有無を確認し、減税額を計算します。なお非居住者は対象となりません。

月次減税額は最初の月次減税事務までに提出された扶養控除等申告書等により確認した、その提出日の現況における「同一生計配偶者と扶養親族の数」によって決定します。

※1 同一生計配偶者とは、控除対象者と生計を一にする配偶者のうち、**合計所得金額が48万円以下の人**となります。

※2 扶養親族には**16歳未満の扶養親族も含まれます**。

#### ③月次減税額の控除

令和6年6月1日以後に最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額（控除前税額）から、②で計算した月次減税額を控除して源泉徴収します。この際、控除前税額よりも月次減税額の方が大きい場合には、控除しきれませんので、次回以降に支払う給与等の控除前税額から控除しきれなかった残りの月次減税額を順次控除して源泉徴収します。

#### ④年調減税事務による精算

年末調整により計算された所得税額から年末調整時点の現況に基づいて計算した定額減税額を控除して、年間の源泉徴収税額との精算を行います。

この際、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、定額減税額を控除しないで年末調整を行います。

### ■個人住民税の定額減税について

令和6年6月分は特別徴収を行わず、定額減税後の個人住民税の額を11分割して令和6年7月分～令和7年5月分の給与から特別徴収を行います。

ただし、令和6年度（令和5年中）の合計所得金額が1,805万円を超える人は定額減税が行われませんので、例年のとおり、令和6年6月分から特別徴収します。

具体的な特別徴収税額は、自治体から送付される「特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載されていますので、それに従ってください。